

# 日本疼痛学会 会則

1984年 7月 1日 制 定  
1988年 12月 3日 一部改正  
1990年 11月 17日 一部改正  
1991年 12月 6日 一部改正  
1993年 12月 5日 一部改正  
1997年 12月 6日 改 正  
1999年 12月 11日 一部改正  
2000年 12月 2日 一部改正  
2001年 11月 30日 一部改正  
2013年 7月 12日 一部改正  
2014年 6月 20日 一部改正

## 第一章 総 則

---

第 1 条 本会は日本疼痛学会(Japanese Association for the Study of Pain : JASP)と称する。

第 2 条 本会の事務局を事務局長の所属する場所に置き、別に定める細則に従う。

## 第二章 目 的

---

第 3 条 本会は基礎・臨床両面より痛みの問題を幅広くとらえ、痛みの研究の促進と、その成果の普及を図ることを目的とする。

## 第三章 事 業

---

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催。
- (2) 会誌の発行。
- (3) その他、第 3 条の目的を達成するために必要な事業。

## 第四章 会 員

---

第 5 条 本会の会員は正会員、名誉会員、功労会員および賛助会員とする。

2. 正会員とは、本会の目的に賛同し、所定の入会手続きをとった者とする。その資格はイ) 4年制あるいは6年制大学において、医・歯・薬学あるいはこれと関連のある教育課程を修了した者。ロ) それ以外の者については、事務局において調査した結果に基づいて理事長がイ)と同等と認めた者とする。なお、入会には所定の申込用紙に推薦理事または評議員の署名・捺印をうけ、本会事務局に提出しなければならない。新入会員には当該年度の雑誌を送付し、年会費を徴収する。
3. 名誉会員および功労会員は本会のため特に功労のあった者で、別に定める細則に該当する者をいう。
4. 賛助会員とは本会の目的に賛同する個人または団体で、所定の手続きと会費の納入を本会事務局に行い、理事会の承認を受けた者とする。

第 6 条 会員は次の各号に該当し、かつ理事会の議決を経た場合は会員の資格を喪失する。

- (1) 退会を本会事務局に届け出たとき。ただし、既納の会費は返戻しない。

- (2) 年会費を2年以上滞納し、かつ催促に応じないとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) その他本会則に違反し、あるいは本会の各誉を甚だしく汚したとき。

## 第五章 役員等

---

第7条 本会に、役員として、理事長1名、大会長1名、理事若干名、評議員若干名、事務局長1名、監事2名を置く。

2. 理事長は理事の互選により選出し、評議員会の承認を得るものとする。
3. 大会長は理事会で候補者を選出し、評議員会の承認を得るものとする。
4. 運営委員は別に定める細則により選出され、理事長が委嘱する。
5. 理事は別に定める細則により選出され、理事長が委嘱する。
6. 監事は別に定める細則により選出され、理事長が委嘱する。
7. 評議員は別に定める細則により選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
8. 事務局長は理事会で候補者を選出し、評議員会の承認を得るものとする。
9. 名誉会員は役員となることができない。

第8条 役員の任期は、大会長は1年、理事長、理事、評議員、監事および事務局長は2年とする。

2. 大会長以外の役員は再任を妨げないが、理事長は最大3期を限度とする。但し、役員の年齢の上限を65才とし、任期中に65才になる場合のその任期は次年度学術集会終了日までとする。

## 第六章 職務

---

第9条 理事長は、日本疼痛学会を代表し、会務を総理する。

第10条 大会長は学術集会を主催する。また大会長はその任期期間中理事を兼ねる。

第11条 運営委員は運営委員会を組織し、本会の運営に必要な緊急的な諸事項を審議し、また、本会の適切な運営に対して、理事会に提言する。

2. 運営委員会は、理事長、当該年度の大会長、次年度の大会長、理事若干名、事務局長により構成される。
3. 理事長は少なくとも年1回、その他必要に応じて運営委員会を召集し議長となる。
4. 運営委員会の成立には運営委員全員(委任状含む)の出席を必要とする。

第12条 理事は理事会を組織し、本会の運営に必要な諸事項を審議決定し、会務を執行する。

2. 理事会は、理事長、大会長、理事、監事、事務局長により構成される。
3. 理事長は少なくとも年1回、その他必要に応じて理事会を召集し、議長となる。
4. 理事会の成立には理事の3分の2以上(委任状含む)の出席を必要とする。
5. 理事会の議決は出席理事の過半数を以てする。

第13条 評議員は評議員会を組織し、本会の重要事項を承認し、意見を理事会へ具申する。

2. 理事長は学術集会の会期中またはその前後に定例評議員会を召集し、議長となる。
3. 理事長は臨時評議員会を召集し、議長となることができる。

4. 評議員会の成立は評議員の3分の1以上(委任状含む)の出席を必要とする。
5. 評議員会の議決は出席評議員の過半数を以てする。

第14条 監事は本学会務および会計を監査する。議決権はこれを留保する。

第15条 事務局長は理事長を補佐し、事務局の業務を統括する。

## 第七章 委員会

---

第16条 本会に常設または臨時の委員会を置くことができる。

2. 委員会の存廃は、理事会の議決を経て評議員会で承認する。
3. 委員長および委員の選出は別に定める細則に従い、理事長が委嘱する。
4. 委員の任期は別に定める細則に従う。

## 第八章 総会および学術集会

---

第17条 本会は年1回総会を開催し、大会長が召集する。

2. 総会の開催地、期日は大会長が定め、理事会の承認を受けるものとする。
3. 総会では理事会、評議員会においてなされた決定・承認事項などの報告を行う。

第18条 大会長は総会時に学術集会を開催し、第二章第3条の目的を遂行する。

2. 学術集会における発表は原則として本会会員に限る。ただし、大会長の承認を受けた者は発表を行うことができる。

## 第九章 会計

---

第19条 本会の経費は年会費、賛助会費および寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

第20条 本会の会費は会費細則に定める。

第21条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第22条 本会の収支決算および予算は理事会において承認され、評議員会で報告されなければならない。

## 第十章 その他

---

第23条 本会は International Association for the Study of Pain の Japanese Chapter を兼ねる。

第24条 本会則の改訂および存廃は理事会の議決を経て評議員会の承認を受け、総会にて報告されなければならない。

## 第十一章 補則

---

1. 当分の間、理事長が事務局長を兼務し、事務局の業務を総括する。

附則 1. この会則は2014年6月20日より施行する。

---

---

## 日本疼痛学会会費細則

---

2001年11月30日 改訂  
2014年6月20日 一部改正

- 第1条 本細則は日本疼痛学会会則（2001年11月30日改正）第九章第20条の規定に基づき、会費に関して必要な事項を定める。
- 第2条 本会の会費は、年会費とし、次のとおり前納する。
1. 正会員(役員)：10,000円
  2. 正会員(一般)：7,000円
  3. 学生会員(学生・大学院生)：5,000円
  4. 名誉会員・功労会員：免除
  5. 賛助会員：1口50,000円(1口以上)
- 第3条 本細則の改訂および存廃は理事会の議決を経て評議員会の承認を受け、総会にて報告されなければならない。
- 附則1. この細則は、2014年6月20日より施行する。

---

---

## 日本疼痛学会運営委員会細則

---

2001年11月30日 制定  
2013年7月12日 一部改正  
2014年6月20日 一部改正

- 第1条 本細則は日本疼痛学会会則第六章第11条第1号の規定に基づき、運営委員会に関して必要な事項を定める。
- 第2条 運営委員会の職務
- (1) 本会の運営に必要な緊急的な諸事項を審議する。審議決定された事項は理事会、評議員会および総会に報告する。
  - (2) 本会の適切な運営に対して、理事会に提言する。
- 第3条 運営委員会は、理事長・当該年度の大会長・次年度の大会長・理事3名・事務局長で構成される。
- 第4条 運営委員は、基礎系1名、臨床系2名を理事会において、理事長、当該年度大会長、次年度大会長、事務局長で協議し選出する。
- 第5条 運営委員の任期は2年とし、重任を妨げない。
- 第6条 欠員が生じた場合、その補充は理事長が選出する。補充の理事の任期は前任者の残任期間とする。
- 第7条 本細則の改訂および存廃は、理事会の議決を経て評議員会の承認を受け、総会にて報告されなければならない。
- 附則1. この細則は、2014年6月20日より施行する。

---

---

## 日本疼痛学会理事選出細則

---

2001年11月30日 改訂  
2014年6月20日 一部改正

- 第1条 本細則は日本疼痛学会会則第五章第7条第5号の規定に基づき、理事の選出に関して必要な事項を定める。
- 第2条 理事は理事・監事・評議員の投票において基礎系4名、臨床系6名、計10名連記の投票による互選で選出される。
- 第3条 理事は基礎系16名、臨床系24名とする。
- 第4条 本細則の改訂および存廃は、理事会の議決を経て評議員会の承認を受け、総会にて報告されなければならない。
- 附則1. この細則は、2014年6月20日より施行する。

---

---

## 日本疼痛学会監事選出細則

---

2001年11月30日 改訂  
2014年6月20日 一部改正

- 第1条 本細則は日本疼痛学会会則第五章第7条第6号の規定に基づき、監事の選出に関して必要な事項を定める。
- 第2条 監事は理事・監事・評議員の投票において基礎系、臨床系を問わず、2名連記の投票による互選で選出される。
- 第3条 本細則の改訂および存廃は、理事会の議決を経て評議員会の承認を受け、総会にて報告されなければならない。
- 附則1. この細則は、2014年6月20日より施行する。

---

---

## 日本疼痛学会評議員選出細則

---

2001年11月30日 制定  
2013年7月12日 一部改正  
2014年6月20日 一部改正

- 第1条 本細則は日本疼痛学会会則第五章第7条第7号の規定に基づき、評議員の選出に関して必要な事項を定める。
- 第2条 評議員は、次に掲げる基準のすべてに該当する正会員の中から選出するものとする。  
(1) 原則として本会会員歴が5年以上、あるいは研究歴が10年以上の者。  
(2) 名誉会員・功勞会員・理事・監事・評議員の中から2名以上の推薦があること。
- 第3条 評議員は理事長に対して評議員候補者を推薦することができる。被推薦者は、定例評議員会が開催される2ヵ月前までに、次の書類を事務局に提出するものとする。

- (1) 理事あるいは評議員2名以上の連名による推薦状1通。
- (2) 候補者の履歴書(最終学歴, 主な職歴および専攻研究テーマなど)1通。
- (3) 業績目録1通。

第4条 理事長は推薦された評議員候補者について, 理事会の承認を求める。

第5条 評議員の重任に際しては, 当該評議員の任期中の責務の遂行度を考慮するものとする。

第6条 本細則の改訂および存廃は, 理事会の議決を経て評議員会の承認を受け, 総会にて報告されなければならない。

附則1. この細則は, 2014年6月20日より施行する。

---

### 日本疼痛学会名誉会員細則

---

2000年12月2日 改訂  
2014年6月20日 一部改正

第1条 本細則は日本疼痛学会会則第四章第5条第3号の規定に基づき, 名誉会員に関して必要な事項を定める。

第2条 名誉会員は, 次に掲げる基準に該当するものとする。

- (1) 65歳以上になった理事, 監事, あるいは事務局長経験者

第3条 第2条に該当するものは理事会, 評議員会の承認を受ける。

第4条 名誉会員には次の恩典が与えられる。

- (1) 総会での称号の授与。
- (2) 日本疼痛学会会費細則に規定される恩典。
- (3) 学会に属する理事会以外のすべての会議に出席することができ, 意見を述べる事が出来る。(但し議決権はない。)

第5条 名誉会員は評議員候補者を推薦することができる。

第6条 死後の授与については, 理事長が理事会に諮り, 決定する。

第7条 本細則の改訂および存廃は, 理事会の議決を経て評議員会の承認を受け, 総会にて報告されなければならない。

附則1. この細則は, 2014年6月20日より施行する。

---

### 日本疼痛学会功労会員細則

---

2001年11月30日 制定  
2014年6月20日 一部改正

第1条 本細則は日本疼痛学会会則第四章第5条第3号の規定に基づき, 功労会員に関して必要な事項を定める。

第2条 功労会員は, 次に掲げる基準に該当するものとする。

(1) 4年以上評議員を努め、かつ65歳以上になったものとする。

第3条 第2条に該当するものは理事会、評議員会の承認を受ける。

第4条 功労会員には次の恩典が与えられる。

- (1) 総会での称号の授与。
- (2) 日本疼痛学会会費細則に規定される恩典。但し、功労会員においては、学会誌は有料とすることができる。
- (3) 学会の総会に出席することができ、意見を述べる事が出来る。(但し議決権はない。)

第5条 死後の授与については、理事長が理事会に諮り、決定する。

第6条 本細則の改訂および存廃は、理事会の議決を経て評議員会の承認を受け、総会にて報告されなければならない。

附則1. この細則は、2014年6月20日より施行する。

---

### 日本疼痛学会事務局細則

---

1997年12月6日 改訂  
2014年6月20日 一部改正

第1条 本細則は日本疼痛学会会則第一章第2条の規定に基づき、事務局に関して必要な事項を定める。

第2条 事務局は学会の会費によって賄われる。

第3条 事務局は本会の事務を行う。

第4条 本会の事務処理のために事務職員を置くことができる。

第5条 本細則の改訂および存廃は、理事会の議決を経て評議員会の承認を受け、総会にて報告されなければならない。

附則1. この細則は、2014年6月20日より施行する。

---

### 日本疼痛学会誌編集委員会細則

---

2001年11月30日 改訂  
2013年7月12日 一部改正  
2014年6月20日 一部改正

第1条 本細則は日本疼痛学会会則第七章第16条第1号の規定に基づき、編集委員会に関して必要な事項を定める。

第2条 編集委員は委員長1名および委員10名で構成する。

第3条 編集委員長および編集委員は定例理事会において選出する。

第4条 編集委員長の任期は2年間、編集委員は4年間とし、それぞれ重任を妨げない。

- 第 5 条 欠員が生じた場合、その補充は編集委員会が選出し、理事長が裁断する。補充の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 第 6 条 本細則の改訂および存廃は、理事会の議決を経て評議員会の承認を受け、総会にて報告されなければならない。
- 附 則 1. この細則は、2014 年 6 月 20 日より施行する。

---

## 日本疼痛学会利益相反委員会細則

---

2014 年 6 月 20 日 制 定

- 第 1 条 本細則は日本疼痛学会会則第七章第 16 条第 1 号の規定に基づき、利益相反委員会に関して必要な事項を定める。
- 第 2 条 利益相反委員会の職務
- (1) 本会での発表、本会が関わる研究・事業等に内在する利益相反を適性に管理するための活動を行う。
  - (2) 定期的に活動状況を理事会に報告する。
- 第 3 条 委員会の構成は、委員長 1 名と委員若干名で構成する。利益相反委員会には外部委員をおく。
- 第 4 条 委員長および委員は定例理事会において選出する。
- 第 5 条 委員の任期は 2 年とし、重任を妨げない。
- 第 6 条 欠員が生じた場合、その補充は理事長が選出する。補充の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 第 7 条 本細則の改訂および存廃は、理事会の議決を経て評議員会の承認を受け、総会にて報告されなければならない。
- 第 8 条 本細則のほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が別に定める。
- 附 則 1. この細則は、2014 年 6 月 20 日より施行する。